

○岡山市建築関係事務手数料条例施行規則

平成 22 年 1 月 20 日

市規則第 163 号

改正 平成 27 年 7 月 8 日市規則第 154 号

改正 平成 28 年 6 月 30 日市規則第 174 号

改正 平成 29 年 3 月 22 日市規則第 28 号

改正 令和 3 年 3 月 16 日市規則第 16 号

改正 令和 4 年 3 月 17 日市規則第 22 号

改正 令和 5 年 3 月 14 日市規則第 14 号

改正 令和 6 年 3 月 27 日市規則第 27 号

改正 令和 6 年 9 月 24 日市規則第 67 号

改正 令和 7 年 3 月 19 日市規則第 18 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、岡山市建築関係事務手数料条例（平成 12 年市条例第 16 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(手数料の減免)

第 2 条 市長は、条例第 18 条の規定に基づき、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号の定めるところにより、条例第 3 条から第 15 条までに規定する手数料（以下「手数料」という。）を減額し、又は免除することができる。

(1) 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用を受けた地域内において、災害を受けた建築物、建築設備又は工作物の建築、大規模な修繕又は大規模な模様替えに係る手数料 免除

(2) 前号以外の災害によるものであって、当該復旧建築物の延べ面積の合計が 100 平方メートル以下の住宅に係る手数料 免除

(3) 市長が公益上その他の理由により、特に必要と認めるもの 減額又は免除

2 前項の規定による手数料の減額又は免除を受けようとする者は、条例第 3 条から第 15 条までに規定する申請書（以下「確認申請書等」という。）を提出する前に、手数料

減額・免除申請書（別紙様式）に、当該減額又は免除の理由を証する書類を添えて市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の手数料減額・免除申請書の提出があったときは、その内容を審査のうえ、減免の可否を決定し、当該申請者に対し、書面により通知するものとする。

4 前項の規定により、手数料減額又は免除の承認を受けた者は、確認申請書等を提出する際に、承認を受けたことを証する書面を添付しなければならない。

（その他）

第3条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成27年市規則第154号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年市規則第174号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年市規則第28号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和3年市規則第16号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年市規則第22号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年市規則第14号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年市規則第27号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年市規則第67号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年市規則第18号）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別紙様式(第2条関係)

手数料減額・免除申請書		
年 月 日		
岡山市長 様		
申請者 住所		
氏名		
岡山市建築関係事務手数料条例施行規則(平成22年市規則第163号)第2条の規定による減額又は免除を受けたいので、下記のとおり申請します。		
1 敷地の地名地番 岡山市		
2 建築物の名称		
3 建築物の延べ床面積	m2	
4 手数料の種別		
5 申請の区分		
(1) 免除		
(2) 減額		
6 申請の理由		
	※受付欄	